

2004年度
民事執行・保全法講義
秋学期 第10回

関西大学法学部教授
栗田 隆

目次

- 金銭債権の換価の方法
- 差押債権者の取立権
- 第三債務者の供託
- 取立訴訟
- 転付による換価

- 動産引渡請求権に対する執行

金銭債権の換価の方法

- 取立て 差押債権者自身による取立てである。差押命令により取立権限が与えられる（155条）
- 転付 転付命令により、券面額のある被差押債権を差押債権者に代物弁済的に移転させる（159条）
- 特別換価 被差押債権が条件・期限付等のために取立てが困難である場合に認められる（161条）。

特別換価（161条）

- 譲渡命令 差押債権を執行裁判所が定めた価額で支払に代えて差押債権者に譲渡する命令。
- 売却命令 執行裁判所の定める方法によりその債権の売却を執行官に命ずる命令。
- 管理命令 管理人を選任してその債権の管理を命ずる命令
- その他相当な方法による換価

差押債権者の取立権（155条）

差押命令が執行債務者に送達

↑
1週間
↓

執行債務者は、この間に差押命令に対して執行抗告する（法145条5号）

差押債権者の取立権限発生

取立権の範囲は差押えの効力の範囲と同じ

1. 執行債権より金額の大きい1個の債権全体が差し押えられた場合には（[法146条1項](#)）、被差押債権全額について取立権限を有する。
2. 但し、その取立金からの満足は、執行債権と執行費用の額を限度とする（155条1項但書き）。

命題1の例

- 第三債務者が破産した場合には、執行債権者は被差押債権全額を破産債権として届け出て、これを基準に配当を受けることができる。
- 第三債務者は、被差押債権額の範囲で弁済する限り、実在する執行債権と執行費用の額を超えて支払っても免責され、執行債務者からの弁済請求を拒絶できる。

取立権に基づく形成権行使

- 定期預金債権を差し押えた債権者がその債権の取立を行うためには、執行債務者が有する解約権を行使して、履行期を到来させることが必要である。
- 執行債務者がそれを有する場合には、差押債権者は取立権限に基づいて、それを行使することができる。

最判平成 11 年 9 月 9 日

- 生命保険契約に基づく解約返戻金債権が将来の債権として差し押えられた場合にも、差押債権者は執行債務者と同様に解約権を行使できる。

差押債権者の善管注意義務（158条）

- 被差押債権の取立権限を取得した差押債権者は、執行債務者との関係で、債権の実現につき善良なる管理者としての注意義務を負う。
- 故意又は過失により時効を完成させ、あるいは適時に取り立てなかったために第三債務者の財産状態が悪化して取立不能となった場合には、執行債務者に対して損害賠償義務を負い、執行債務者はこれと執行債権とを相殺できる。

取立権の消滅

- 執行債務者による執行停止文書の提出により執行手続が取り消された場合には、裁判所書記官はその旨を第三債務者に通知する（規136条3項）。
- 執行債権者の取立権限は、執行手続取消の時点で消滅する。その点について善意で弁済をなした第三債務者は、民478条により救済される。

第三債務者による弁済

- 第三債務者による支払は執行債務者の財産からの支払と位置付けられるので、差押債権者が第三債務者から直接支払を受けたときも、その執行債権および執行費用は、支払を受けた額の限度で弁済されたものとみなされる（[法155条2項](#)）。
- 差押債権者は、第三債務者から支払を受けたときには、直ちにその旨を執行裁判所に届け出なければならない。

第三債務者が弁済拒絶のために主張できること

- 被差押債権に関する事由 不存在、弁済期未到来、弁済や契約解除等による消滅、同時履行の抗弁権など、
- 差押命令に関する事由 差押命令の無効や執行の停止・取消
- 執行債権や実行担保権の不存在等は主張しえない。これらは、執行債務者が請求異議の訴え等により主張すべきことである。

第三債務者による供託（156条）

- 義務供託 第三債務者の弁済金を奪い合う関係に立つ複数の債権者が存在する場合には、供託の義務を負う。
- 権利供託 その他の場合でも、供託できる。

供託所

- 供託は、被差押債権の義務履行地を管轄する供託所になされるべきである（[156条](#)1項・2項）。
- 義務履行地は、差押えがなされたことによって影響されない。

義務供託の要件（156条2項）

取立訴訟の訴状送達時（＝配当要求の終期）までに次に掲げる文書の送達を受けた場合には、次に定める金額の供託をなす義務を負う。

未差押部分を超えて発せられた差押命令・仮差押命令	被差押債権の全額
配当要求があった旨の通告書	被差押部分相当額

供託義務違反の効果

- 供託義務にもかかわらず、第三債務者が差押債権者の一人に支払をなした場合、その支払は、彼への配当分の限度で弁済の効力を有する。
- しかし、他の債権者には、その支払の全部を對抗することができない。

供託費用の償還

- 執行に協力させられる第三債務者の不利益を償うために、第三債務者は、供託義務の履行に要した費用および事情届出費用につき、法定の範囲で供託金から優先的に支給を受けることができる。
- 支給は、第三債務者が事情届出をするときまでに執行裁判所に請求して、配当等の一環として、執行裁判所の支給決定によりなされる（民訴費用法28条の2）。

権利供託の要件（156条1項）

- 差押えがあれば足り、差押債権者が取立権を取得する前でも、転付命令の発令後・確定前でも供託できる。
- 第三債務者は、差押えに係る債権の全額を供託することができる（法156条1項）。
- 一部差押えの場合には、全額を供託することも、差し押えられた部分のみを供託することもできる。

執行供託として扱われる範囲

- 供託金のうちで執行裁判所のコントロールの及ぶ範囲（執行供託として扱われる範囲）については、次のような見解が考えられる。
 1. 執行債権額と執行費用の合計額のみであるとする見解（多数説）
 2. 差し押さえられた部分全体とする見解
 3. 権利供託された金額全体とする見解
- 執行供託扱われない部分は、純然たる弁済供託として扱われ、第三債務者による供託の通知が必要。

取立訴訟（157条）

- 第三債務者が任意に支払または供託をしないときには、差押債権者は自ら原告となって取立の訴えを提起できる（157条）。

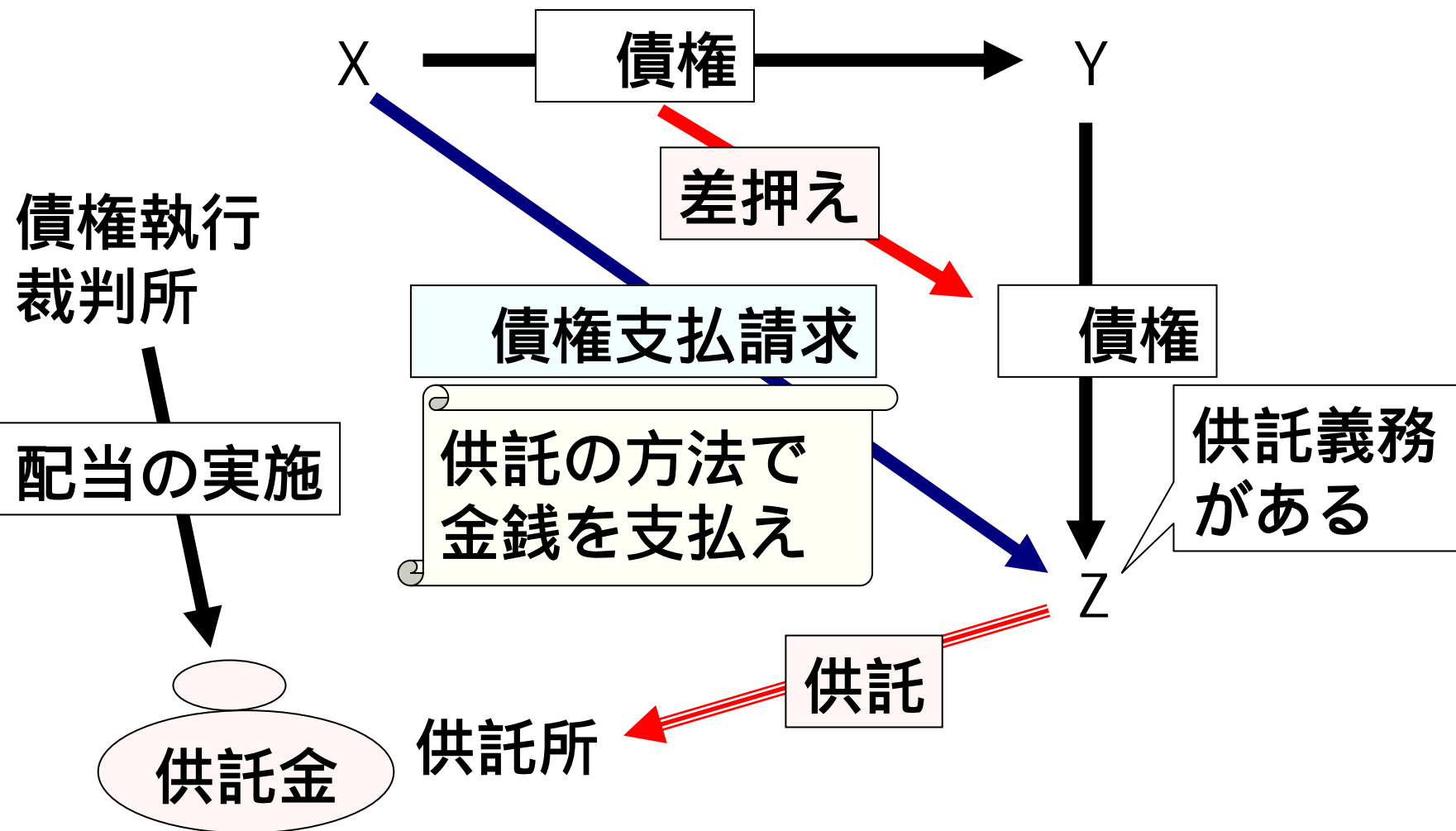
他の差押債権者との関係（法157条1・3項）

- 訴訟の一本化　　取立訴訟の訴状の第三債務者への送達時まで同一債権を差し押えた他の執行債権者に対して、共同訴訟人として原告に参加すべき旨の命令（参加命令）を第三債務者は申し立てることができる
- 判決効の拡張　　判決の効力は、参加命令を受けた債権者が現実に参加したか否かにかかわらず、この者に及ぶ

差押債権者と債務者との関係

- 法定訴訟担当（民訴115条1項2号）とみて判決効の拡張を肯定するのが伝統的な見解である。
- 差押債権者固有の実体的地位に基づくものとみて拡張を否定する固有適格説も有力である。

供託判決



転付による換価（159条・160条）

- 執行債権・執行費用の支払に代えて被差押債権を券面額で差押債権者に移転させる旨の命令である。
- 転付は、一種の代物弁済である。転付命令の効力が生ずると、直ちに債権執行が終了する。

転付命令の有効要件

- 有効な差押命令の存在
- 被転付債権の譲渡可能性
- 法定の相殺禁止の趣旨に反しないこと
- 即時決済可能性 - 券面額
- 独占可能性

即時決済可能性

- 執行債権と被転付債権との決済ができないと、執行債権の不消滅を前提にしての再執行、あるいは消滅を前提にしての不当利得返還請求による調整が必要となる
- このことから生ずる法的紛争を少なくするために要求されている要件である。

問題となる例（1）

実在額について争いのある債権

- 客観的に発生して金額が確定していると考えられる債権については、当事者間で争いがある場合でも、転付命令は許される。

問題となる例（２）

将来の請求権

- 保険事故発生前の保険金請求権のような将来の請求権ないし停止条件付債権は、おおむね被転付適格を有しない。
- 他方、請求権の発生や行使が将来に到来することが確実な事実に係るにすぎない場合には、転付適格を認めてよい。 例：事故後の保険金請求権の被害者による転付。

問題となる例（3）

代替的反対給付にかかる債権

- 発生・金額がすでに確定しているが代替的反対給付にかかる債権については、見解が分れている（非代替的反対給付に係る場合には、被転付適格はない）。
 1. 学説はおおむね否定するが、
 2. 判例は肯定的である

他人の質権の目的となっている債権

最決平成12年4月7日

- 質権が設定されている金銭債権であっても、民法159条にいう券面額を有し、転付命令の対象となる適格がある
- 転付後に、質権が実行された結果、執行債権者が支払を受けられないという事態が生じた場合には、執行債権者は、支払を受けられなかった金額について、執行債務者に対して不当利得返還請求などを行うことができる。

独占可能性

- 転付命令が第三債務者に送達される時を基準にして、それまでに目的債権から満足を求める他の債権者が現れた場合には、発せられた転付命令が確定しても転付の効力は生じない（[法159条3項](#)）。
- 但し、転付を受ける債権者が実体法上競合債権者に優先する債権者である場合等、他の債権者との比例配分が問題とならない場合には、転付命令は許される。

転付命令の効力の発生時期

他の債権者による
差押え・配当要求

転付命令は効
力を生じない

転付命令の第三債務者への送達

即時抗告（送達から1週間以内）

転付命
令の確定

債権移転の効力が の時点に遡及。
時点以降の他の債権者による差
押さえ・配当要求は、効力を失う。

抗告理由

- 券面額の欠如、差押えの競合など転付命令固有の要件
- 発令裁判所の専属管轄違背
- 債務名義の不送達などの執行開始要件や差押禁止規定の違反などのような差押命令の取消事由は、差押命令に対する抗告の中で主張し、差押命令がこれらの事由で取り消されるべきことを転付命令の抗告理由とすることができる。
- 執行債権の不存在、被転付債権の不存在は、抗告理由にならない。

抗告権者

- 債務者のみならず第三債務者も執行抗告をなすことができる。
- 後行の差押債権者・配当要求債権者は、債権者競合があったので転付命令が許されないことを理由に抗告できる。

転付の効果（法160条）

- 差押命令および転付命令が確定したときには、被転付債権が存在し、券面額等の要件を満たす限り、次の2つの効果が生ずる。
 1. 目的債権の執行債権者への移転の効果
 2. 執行債権の消滅の効果。

配当要求権者（154条）

- 執行正本を有する債権者
- 文書により先取特権を有することを証明した債権者
- 質権者は執行手続外で行使しうる直接の取立権を有するので、配当要求を認められていない（193条に従い債権執行の方法により取り立てることもできる）。

配当要求の時期

- 差押えの発効後、法定の配当加入終期（[165条](#)）までに限る。

配当要求の効力の発生時期

執行裁判所が配当
要求書を受理

配当要求の効力発生

この間に第三債務者が差押債権者にした
弁済は、有効である。

第三債務者への配当
要求通告書の送達

第三債務者の供託義務発生

配当等を受ける債権者

- 法定の配当加入終期までに次のことをした債権者
 1. 差押え、仮差押えの執行、
 2. 配当要求または交付要求

法定の配当加入終期（165条）

- 差押えを原因として権利供託または義務供託がなされた時。供託後における差押命令の申立ての取り下げは許されない。
- 取立訴訟の訴状が被告たる第三債務者に送達された時。取立訴訟を追行する債権者の労に報いるために、その後の配当要求は排除される。
- 被差押債権の売却命令により執行官が売得金の交付を受けた時。

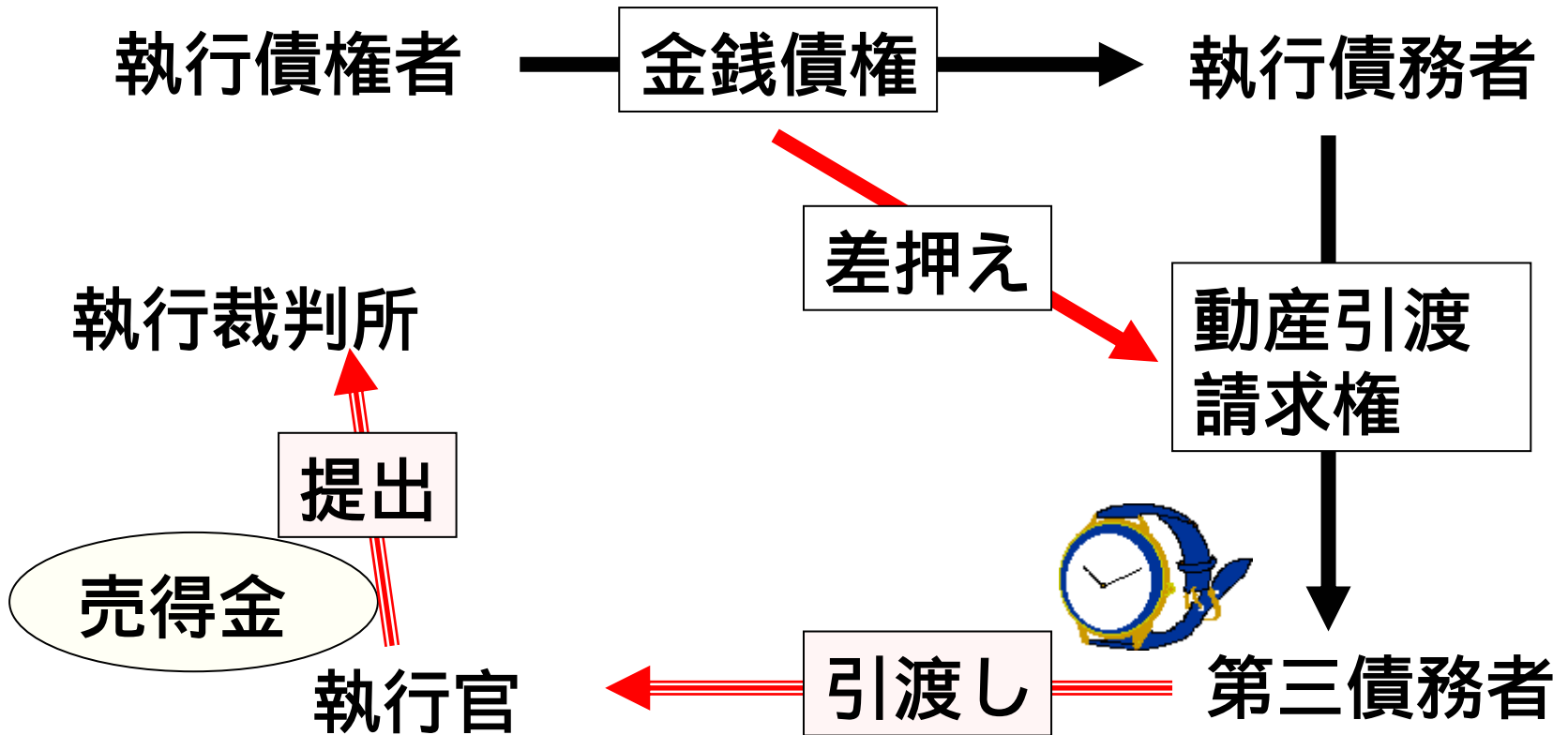
配当加入終期前における配当加入排除

- 他の債権者による差押え、仮差押えの執行あるいは配当要求の前に、被差押債権について転付命令・譲渡命令が第三債務者に送達された場合（法159条3項、161条6項参照）。
- 他の債権者の申立に基づく差押命令、仮差押命令、配当要求の通告書が第三債務者に送達される前に、差押債権者がその取立権に基づき取立を完了したとき。

配当等の手続（166条）

- 債権執行における弁済金交付・配当の手続には、不動産執行に関する規定が広く準用される（法166条2項、規145条）。

動産引渡請求権に対する執行（163条）



動産執行の換価手続により換価する

最判平成11年11月29日

- 貸金庫の内容物については、利用者の銀行に対する貸金庫契約上の内容物引渡請求権を差し押さえる方法により、強制執行をすることができる。
- 貸金庫契約上の内容物引渡請求権は内容物全体の一括引渡請求権であり、その取立訴訟においては、差押債権者は、貸金庫を特定して貸金庫契約が締結されていることを立証すれば足り、貸金庫内の個々の動産を特定してその存在を立証する必要はない。